

第 1 回 未来を拓く新たな茨城づくり
調査特別委員会資料

- 1 「挑戦する県庁」への変革
(2) 未来志向の財政運営

(総務部)

令和 7 年 5 月 1 4 日 (水)

(2) 未来志向の財政運営

政策1 戦略的な予算編成と健全な財政構造の確立

1 現状と課題

(1) 人口減少による影響

生産年齢人口が、令和2(2020)年からの30年間で、約54万人減少することに伴い、人口減少により引き起こされる労働力の減少や経済力の低下を乗り越えていくためには、本県の経済の成長を一段と加速し、医療や福祉、防災・減災対策、生活・教育環境の整備など安心安全につながる生活基盤を確保し、多様な人材が活躍できる社会を構築していくことが重要である。

また、地方財政は、経済動向に大きく左右されることから、安定した財政運営のためには、税源確保が最も重要であるため、人口減少が深刻化し、少子高齢化に伴い社会保障関係費が増加していく中であっても、質の高い雇用を確保し、地域の活性化を通じ、豊かで経済力のある社会を構築する必要がある。

(2) 戦略的な予算編成

① 現状

当初予算要求に際して、マイナスシーリングを撤廃し、上限を設定しない「新しい茨城づくり特別枠」を設定することで、人口減少が進む中でも「選ばれる茨城」づくりに向けた施策を構築している。

企業誘致では、全国トップクラスの補助制度を創設することなどにより、県外企業立地件数は7年連続で全国第1位となるなど、「挑戦」「スピード感」「選択と集中」の観点から予算を編成している。

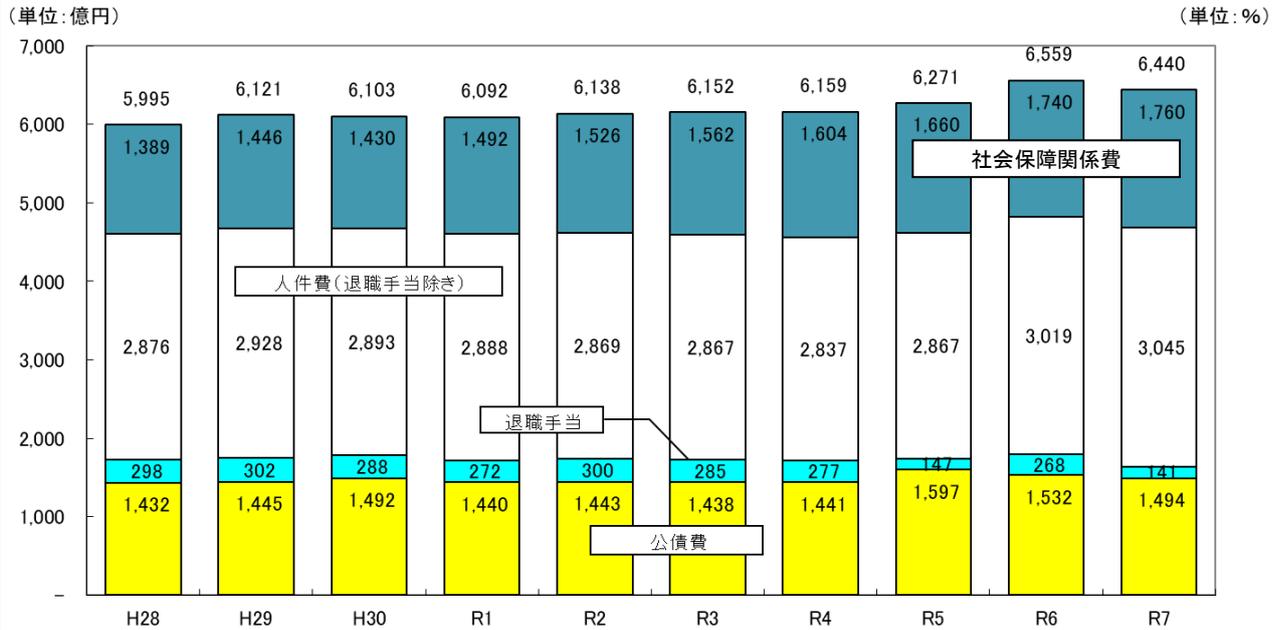
② 課題

高齢化の進展等により、社会保障関係費が増加するなど、義務的な経費が年々増加傾向にある(参考1)。

一方で、米国の関税引き上げ発動は、日本をはじめ全世界で衝撃的な事象となり、世界経済の動向はさらに混迷し、国内外の将来の予見はますます困難となっている。

また、気候変動の影響により災害は激甚化・頻発化しており、防災・減災対策や国土の強靱化は喫緊の課題である。さらに公共施設の老朽化に向けた対策の計画的な推進や、資産総量の適正化を図る必要がある。

(参考1) 義務的な経費の推移



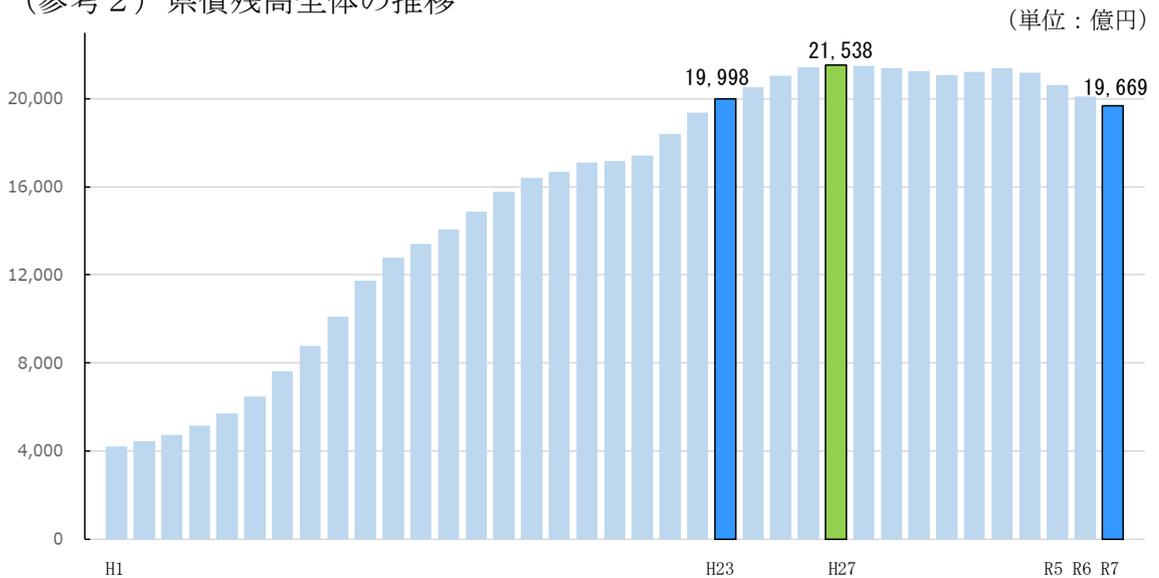
- ※1 令和5(2023)年度までは決算額、令和6(2024)年度は最終補正予算額、令和7(2025)年度は当初予算額。
- ※2 令和2(2020)年度～令和6(2024)年度は、歳出から新型コロナウイルス感染症関連経費を除く。

(3) 健全な財政構造の確立

① 現状

これまでの財政健全化の取組みにより、財政指標は確実に改善傾向にある。また、令和7(2025)年度末の県債残高全体は14年ぶりに2兆円を下回る見込みである。

(参考2) 県債残高全体の推移



- ※ 令和5(2023)年度までは決算額、令和6(2024)年度は最終補正予算額、令和7(2025)年度は当初予算額。

【数値目標の達成状況】

(参考3) 財政指標に関する県計画上の目標と達成状況

項目	目標	R 4 年度決算 (2022)	R 5 年度決算 (2023)	達成状況
実質公債費比率	全国中位 ^{※1} 以下を維持	9.3%	9.3%(35位)	○
特例的な県債を除く県債現在高	前年度以下に縮減	11,514億円	11,427億円 (△87億円)	○
プライマリーバランス	黒字を維持 ^{※2}	871億円	1,111億円	○

※1 全国順位は悪い方からの順位

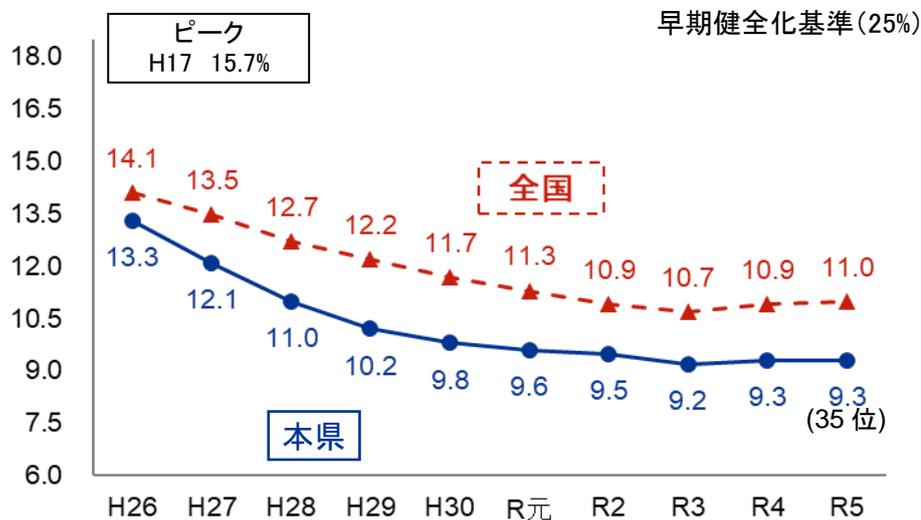
※2 プライマリーバランスは、臨時財政対策債を交付税として算定

【主要財政指標の推移】

ア 実質公債費比率

- ・ 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模を基本とした額に対する比率
- ・ 平成22(2010)年度決算で全国平均を下回って以降、継続して改善しており、令和5(2023)年度決算では9.3%と全国第35位。

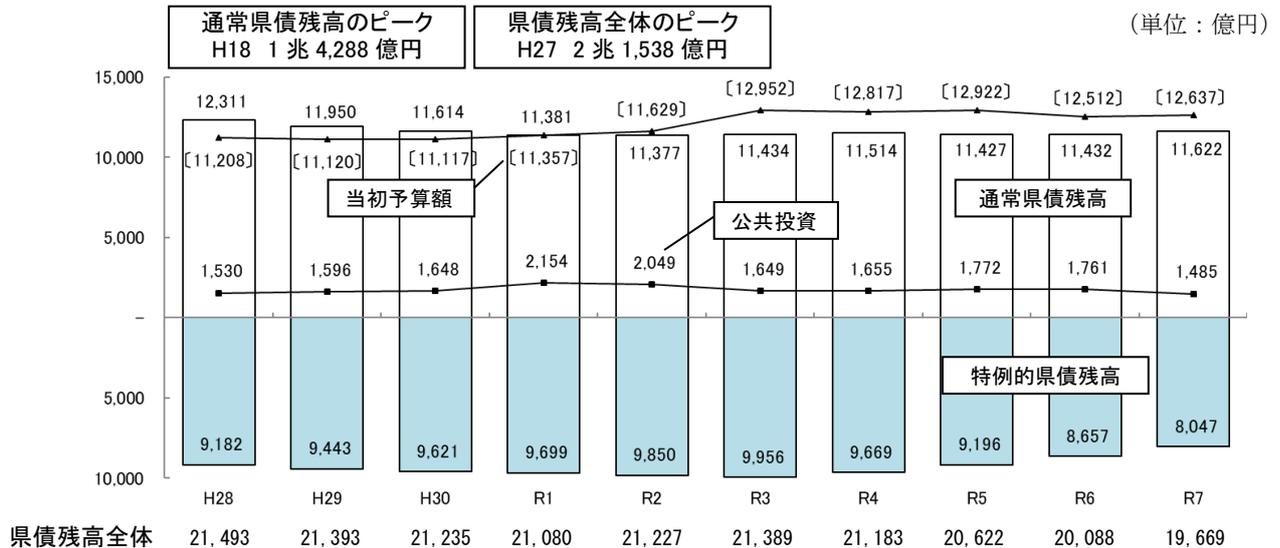
(参考4) 実質公債費比率の推移



イ 特例的な県債を除く県債残高

- ・ 「特例的な県債を除く県債」とは、臨時財政対策債、減収補填債など、地方の財源不足を補うために、国の制度に基づき発行した県債を除く、インフラ整備等に充当した県債。
- ・ 公共投資充当分の県債残高の縮減に伴い、平成 18(2006)年度の 1 兆 4,288 億円をピークに縮減傾向。

(参考 5) 県債残高等の推移

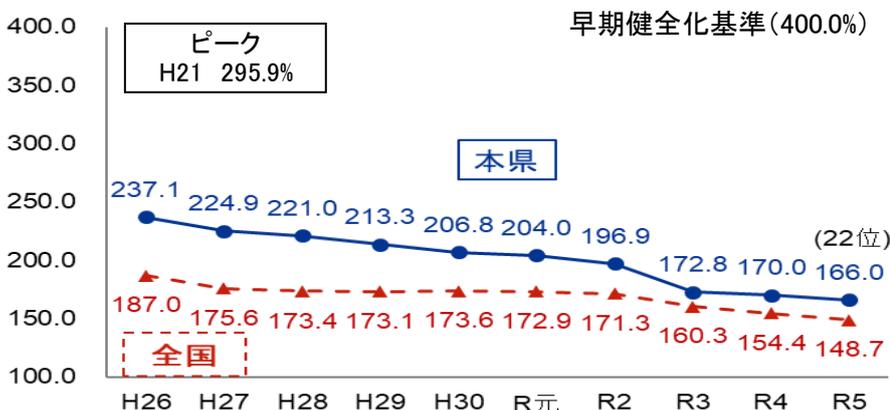


- ※ 1 「県債残高」：令和 5 (2023) 年度までは決算額、令和 6 (2024) 年度は最終補正予算額、令和 7 (2025) 年度は当初予算額。
- ※ 2 「公共投資」：令和 6 (2024) 年度までは最終補正後予算額、令和 7 (2025) 年度は当初予算額。

ウ 将来負担比率

- ・ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率。一般会計等の地方債や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもので、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。
- ・ 全国平均よりも高い水準にあるものの、令和 5 (2023) 年度決算で 166.0% とピーク時の平成 21 (2009) 年度から着実に改善。

(参考 6) 将来負担比率の推移

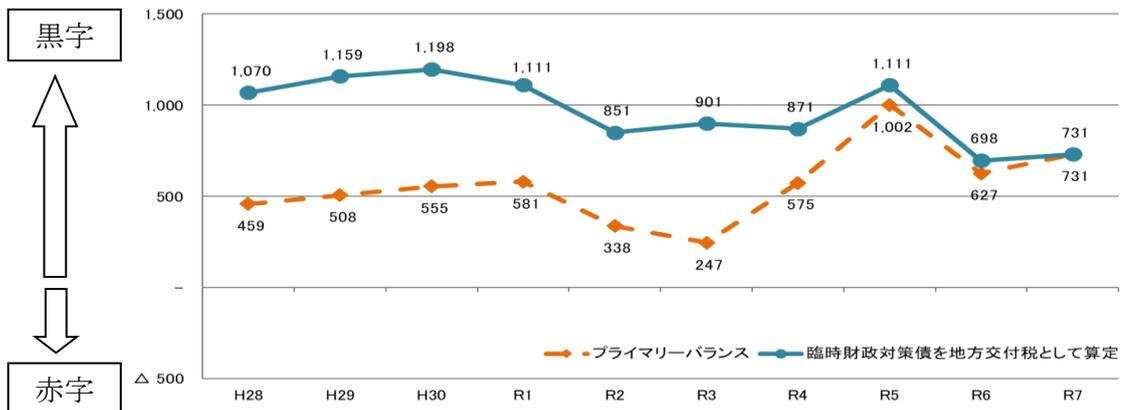


エ プライマリーバランス

- ・ 必要とされる政策的経費を、その時点の税收等でどれだけまかなえているかを示す指標
- ・ 算式 プライマリーバランス＝(県債を除いた歳入)－(元利償還金を除いた歳出)
- ・ 臨時財政対策債を地方交付税として算定した場合、平成 22(2010)年度以降、黒字を維持。

(参考 7) プライマリーバランスの推移

(単位：億円)



※ 令和 5 (2023) 年度までは決算額、令和 6 (2024) 年度は最終補正予算額、令和 7 (2025) 年度は当初予算額。

② 課題

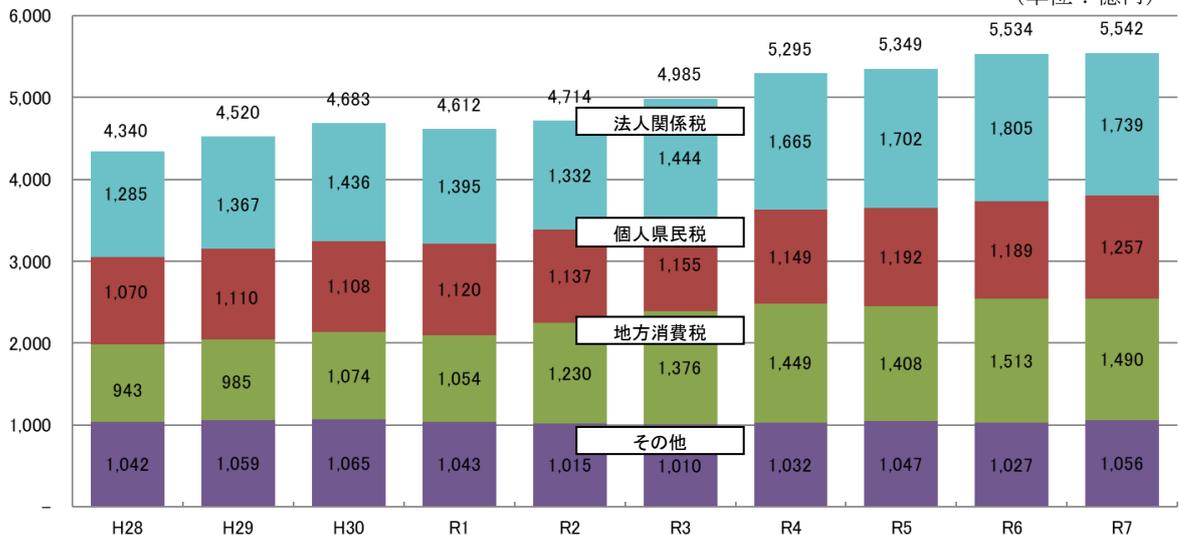
コロナ禍以降の経済回復に伴い、税收は順調に増加してきたものの、人口減少の進行が地域経済や税收に及ぼす影響は未知数である (参考 8)。

ゼロ金利解除による「金利ある世界」への回帰に伴い、公債費負担の増加の恐れがある。

人口減少下にあっても、水道や病院など特別会計・企業会計の健全性を確保しながら事業を推進することが必要である。

(参考 8) 実質税收(税收+地方消費税清算金+特別法人事業譲与税)の推移

(単位：億円)



※ 1 令和 5 (2023) 年度までは決算額、令和 6 (2024) 年度は最終補正予算額、令和 7 (2025) 年度は当初予算額。

※ 2 「法人関係税」は特別法人事業譲与税を含む。「地方消費税」は地方消費税清算後。

2 施策の方向性

(1) 戦略的な予算編成

① 選択と集中、PDCAサイクルの確立

人口減少が加速度的に進む中においても、限りある財源を有効に活用し、未来に向けて好循環を生み出す施策への重点化が必要である。

PDCAサイクルの観点から成果と課題を検証し、必要に応じて内容を見直すことにより、事業の選択と集中やスクラップアンドビルドを徹底していく。

【見直し事例】

ア 介護人材確保関係の事業再構築（令和6(2024)年度当初予算向け）

- ・ ニーズが低い事業の整理や執行方法の工夫による見直しを実施し、予算をスリム化したうえで、国事業の拡充に合わせて必要な事業を新設・拡充。

イ 大規模水田経営体育成に向けた事業再構築(令和7(2025)年度当初予算向け)

- ・ 農地集約の取組等により、本県内においてメガファームの育成が促進され、所期の目的を達成したことからメガファーム育成事業は終了し、国事業を活用。

② 公共投資の重点化

国土強靱化計画の着実な実施と、公共施設の最適化を進めるうえで、将来世代への負担の先送りにならないよう、有利な県債を活用しつつ、県債の過度な増加の抑制を図ることで、必要な投資と将来負担の適切なバランスを検討していく。

(参考9) 国土強靱化対策の加速化

	5か年加速化対策	次期計画（政府素案）
期間	令和3(2021)年度～ 令和7(2025)年度	令和8(2026)年度～ 令和12(2030)年度
事業規模	約15兆円	20兆円超程度
対策概要	<ul style="list-style-type: none">・ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策・ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策 等	<ul style="list-style-type: none">・ 能登半島地震や奥能登豪雨、八潮市の道路陥没事故、南海トラフ地震の新たな被害想定などを踏まえた、これまでの対策の強化 等

茨城県公共施設等総合管理計画に基づき、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置の実現を目指す。

ア 長寿命化の推進

建物の目標使用年数を原則 80 年と設定し、劣化による建物の不具合が生じる前に修繕を行う予防保全の考え方を基本として長寿命化の推進を図る。

イ 資産総量の適正化

人口動態や社会情勢を踏まえ、施設の最適な規模・機能等を検討し、施設の集約化等により、資産総量の適正化に取り組む。

(参考 10) 主な廃止・譲渡等施設

施設名 (所在地)	年月	内容	譲渡等の相手方
洞峰公園 (つくば市)	令和 6 (2024) 年 2 月	譲与	つくば市
里美野外活動センター (常陸太田市)	令和 6 (2024) 年 3 月	廃止	—
	令和 6 (2024) 年 10 月	譲渡	N P O 法 人 B o d y P r o d u c t s
白浜少年自然の家 (行方市)	令和 6 (2024) 年 3 月	廃止	※施設売却に係る手 続中

ウ 資産の有効活用

民間活力の導入などにより、維持管理コストの削減に取り組むとともに、県有施設を経営資源ととらえ、資産活用による収入増加を図る。

(参考 11) 未利用地売却処分実績

区分	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)	R 6 年度 (2024)
件 数	2 件	3 件	3 件	7 件	13 件
売却面積	2,994.06 ㎡	3,736.12 ㎡	11,948.97 ㎡	66,786.03 ㎡	19,631.47 ㎡
売却額	145,750 千円	99,279 千円	1,119,300 千円	1,059,743 千円	481,121 千円

【ネーミングライツの導入状況（令和7（2025）年4月1日現在）】

- ・ 導入施設数：27 施設
- ・ 契約金額：5,613 万円／年

（参考 12）ネーミングライツの導入例

施設名 (所在地)	通称名	契約金額 (年額)	契約期間
県民文化センター (水戸市)	ザ・ヒロサワ・ シティ会館	900 万円	平成 31(2019)年 4 月～ 令和 10(2028)年 3 月
取手競輪場 (取手市)	楽天K ドリームス バンク取手	800 万円	令和 4 (2022)年 4 月～ 令和 10(2028)年 3 月
笠松運動公園 (屋内水泳プール兼 アイススケート場) (ひたちなか市)	山新スイミング アリーナ	720 万円	平成 31(2019)年 4 月～ 令和 10(2028)年 3 月

(2) 健全な財政構造の確立

① 歳入の確保

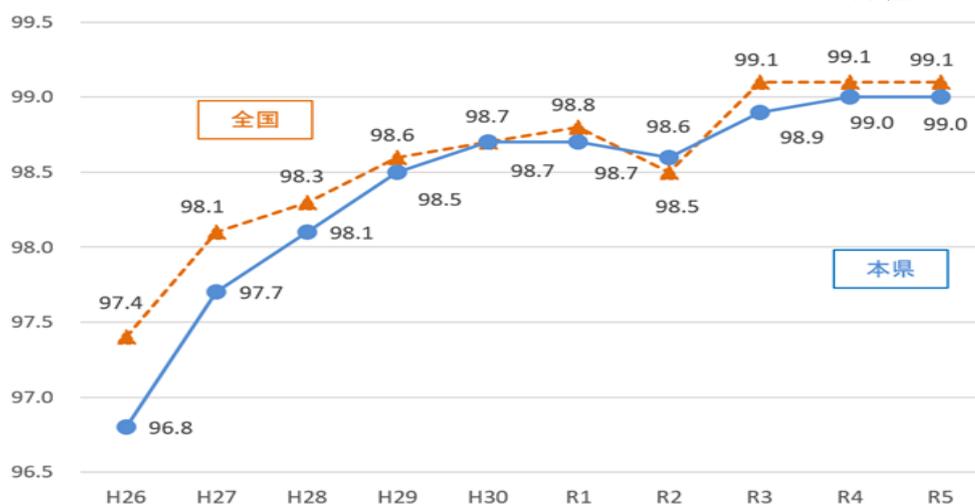
県税の徴収率の向上を図るとともに、税外収入の確保にも積極的に取り組む。

ア 県税の徴収率の向上

- 県税徴収率の目標設定及び進行管理の徹底、給与・預金等の差押えや不動産・自動車の公売を中心とした滞納整理を実施していく。
- 市町村との税務職員の相互交流等による徴税力強化を支援していく。
- 納税者の利便性向上等のため、コンビニ納税のほか、クレジット納税やスマホ納税などのキャッシュレス納税の利用を推進していく。
- 平成 30 年度以降、全国平均並みに推移している。

(参考 13) 県税徴収率の推移

(単位：%)



イ 税外収入の確保

a ふるさと納税（いばらき応援寄附金）の活用

本県ならではの魅力ある返礼品の充実とともに、寄附を受け付けるポータルサイトの拡充、都内でのイベントにおけるチラシの配布などにより寄附の増加を図る。

（参考 14）本県の寄附受入実績

年度	H30 年度 (2018)	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)	R 6 年度 (2024)
寄附額 (千円)	54,597	43,653	109,905	59,319	55,148	165,669	290,484
寄附件数 (件)	2,403	1,696	2,893	2,253	2,550	5,846	7,133

※ 平成 30(2018)年度には愛媛県、北海道厚真町の代理寄附受付を、令和元(2019)年度には水戸市の代理寄附受付を、令和 5(2023)年度には北茨城市、高萩市、取手市の代理寄附受付を含む。

※ 令和 2(2020)、令和 3(2021)には、新型コロナウイルス感染症対策医療従事者応援金(令和 2(2020)年度～令和 3(2021)年度)を含む。

b 企業版ふるさと納税の活用

寄附対象事業の拡充や寄附受入に向けた営業活動を展開するとともに、ホームページ開設やチラシ配布による PR、内閣府主催のマッチングイベントへの参加などにより寄附の増加を図る。

（参考 15）本県の寄附受入実績

年度	H30 年度 (2018)	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)	R 6 年度 (2024)
寄附額 (千円)	2,000	-	13,000	37,200	49,179	36,086	221,632
企業数 (社)	8	-	3	7	20	18	35

c 税外未収債権の回収

法令に則った債権管理を進めるため、統一的な対応方針を定め、全庁的に周知するとともに、令和 4(2022)年 3 月に「債権管理マニュアル」を策定し、基本事項や事務手続きを整理した。

弁護士法人に一部の債権回収業務及び法的措置業務を委託し、効果的・効率的な回収を推進する。

（参考 16）税外未収債権額の推移

(単位：百万円)

決算年度	R 1 年度 (2019)	R 2 年度 (2020)	R 3 年度 (2021)	R 4 年度 (2022)	R 5 年度 (2023)
金額	6,263	6,061	5,652	5,915	5,479

一般財源総額確保と税財源の充実について、全国知事会などを通じて国に要望する。

② 資金管理

ア 償還年限別の県債新規発行額

金利上昇局面であることから、資金調達については、償還年限の短い県債に比重を移すとともに、調達手法の多様化を推進する。

【民間資金（市場公募地方債＋銀行等引受債）】

（単位：億円、％）

償還年限 区分	5年		10年		10年超		合計	
	発行額	構成比	発行額	構成比	発行額	構成比	発行額	構成比
R 4年度 (2022)実績	273	32.7	331	39.6	232	27.7	836	100.0
R 5年度 (2023)実績	234	31.1	353	46.9	166	22.0	753	100.0
R 6年度 (2024)見込	288	44.4	281	43.3	80	12.3	649	100.0

イ 基金の運用状況

資金運用については、満期までの保有を前提とした債券運用を拡充。

【預金】

（令和7（2025）年. 3. 1時点）

年度	平均運用金利	平均残高	運用利子
R 4年度 (2022)実績	0.003%	2,427 億円	7 百万円
R 5年度 (2023)実績	0.003%	2,946 億円	8 百万円
R 6年度 (2024)見込	0.025%	2,994 億円	76 百万円

【債券】

（令和7（2025）年. 3. 1時点）

年度	平均運用金利	平均残高	運用利子
R 4年度 (2022)実績	0.224%	382 億円	85 百万円
R 5年度 (2023)実績	0.264%	420 億円	111 百万円
R 6年度 (2024)見込	0.298%	461 億円	137 百万円

③ 特別会計・企業会計の健全化

基準外繰出が多額な会計など課題を有する会計については、事業の目標達成やコスト削減の観点から、最も効果的な事業の実施方法などについて検討を進める。

3 今後の対応・改善の方向

引き続き、物価上昇や国際情勢の変化といった喫緊の課題にスピード感を持って対応しながら、人口減少などの長期的課題に取り組むため、既存の施策について、これまでの成果や課題の検証を徹底し、より効果の高い手法へ見直すことで、真に必要な事業の「選択と集中」をさらに進める。

県有施設の長寿命化対策を着実に進め、施設の適切な管理を図るとともに、将来の財政負担の抑制に配慮しつつ、行政需要の変化を適切に捉え、市町村との連携や民間活用なども含め多様な在り方を検討しながら、茨城県全体としての資産総量の適正化に取り組む。

今後の経済動向次第では、税収の落ち込みやさらなる金利上昇が見込まれ、財政を一段と圧迫する可能性があることから、地方全体の一般財源総額確保を国に要望する一方、県債の過度な増加を抑える観点から必要な投資と将来負担のバランスを検討しながら、資金調達の多様化と資金運用の効率化に取り組むことで、引き続き財政の健全化を図る。

政策2 出資団体改革の推進

1 現状と課題

(1) 人口減少による影響

人口減少等により社会情勢が大きく変化する中、地域振興や県民生活への向上など多様な行政目的を実施するうえで重要な役割を担う出資団体は、時代の変化に対応しながら経営の健全化に努め、行政目的の効率的かつ効果的な達成を図っていくことが求められる。

(2) 改革の着実な推進

出資団体が効率的かつ効果的に運営され、その結果、地域の振興及び県民生活の向上を促進し、県民が更なる「豊かさ」を享受できるよう、出資団体改革を着実に推進する必要がある。

また、推進に当たっては、県出資団体等調査特別委員会（平成26(2014)年11月）や県有施設・県出資団体等調査特別委員会（令和6(2024)年10月）の提言等を踏まえるとともに、精査団体等の改革工程表の取組内容が確実に実施されるよう進行管理の徹底を図る必要がある。

(3) 経営評価状況

令和6(2024)年度（令和5(2023)年度決算）は、「概ね良好」が24団体（75%）、「改善の余地あり」が6団体（19%）、「改善措置が必要」が1団体（3%）、「大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要」が1団体（3%）

平成27(2015)年度（平成26(2014)年度決算）と比較すると「概ね良好」は10ポイント増加（H27(2015):65%）

（参考17）経営評価の比較

（単位：団体）

区分 (実施年度)		評価結果				計
		概ね 良好	改善の 余地あり	改善措置 が必要	大いに改善を要 する又は緊急の 改善措置が必要	
H27 年度 (2015) (A)	会社法法人 以外	20	5	2	1	28
	会社法法人	6	3	2	1	12
	計	26 (65%)	8 (20%)	4 (10%)	2 (5%)	40 (100%)
R6 年度 (2024) (B)	会社法法人 以外	20	3	1	0	24
	会社法法人	4	3	0	1	8
	計	24 (75%)	※1 6 (19%)	※2 1 (3%)	※3 1 (3%)	32 (100%)
増減 (B) - (A)	会社法法人 以外	0	△2	△1	△1	△4
	会社法法人	△2	0	△2	0	△4
	計	△2	△2	△3	△1	△8

※1 「改善の余地あり」：鹿島臨海鉄道(株)、(公財)茨城県看護教育財団、笠間栗ファクトリー(株)、(株)茨城県中央食肉公社、茨城県土地開発公社、(公財)茨城県教育財団

※2 「改善措置が必要」：茨城県道路公社

※3 「大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要」：鹿島都市開発(株)

2 施策の方向性

以下のとおり、出資団体の将来を見据えた在り方の見直しを進め、経営健全化の推進や自主的な経営の推進、人的及び財政的関与の適正化などを進めていくとともに、時代の変化に対応しながら団体に適切に関与することにより、その経営の健全化に努め、行政目的の効率的かつ効果的な達成を図っていくなどの視点を持ち、出資団体改革を推進していく必要がある。

【県有施設・県出資団体等調査特別委員会調査結果報告書（令和6（2024）年10月）】

第4章 県出資団体等の課題、今後の対応、取組状況等

3 過去の提言に対する審議前における取組状況

（2）取組の方向性

（第2次県総合計画「出資団体改革の推進」（令和4（2022）年3月策定））

- ・ 出資団体が効率的かつ効果的に運営され、その結果、地域の振興及び県民生活の向上を促進し、県民が更なる「豊かさ」を享受できるよう、出資団体改革を着実に推進する。
- ・ また、推進に当たっては、出資団体等調査特別委員会や変革期をリードする茨城づくり調査特別委員会の提言等を踏まえ、改革工程表の進行管理等により、計画的に行う。

【出資団体の在り方の見直し】

- ・ 社会経済情勢の変化や県民のニーズに的確に対応するため、出資団体の県行政における役割を明確にし、事業の効果や経営状況等を踏まえ、将来を見据えた在り方等の見直しを進める。

【経営健全化の推進】

- ・ 経営評価による指導や改革工程表（保有土地等）の進行管理の徹底等を図ることにより、出資団体の経営の健全化を推進する。
また、法人情報について県民に分かりやすく公開する。

【自主的な経営の推進】

- ・ 出資団体は、経営の結果責任を十分認識し、自主的な経営を推進するとともに、県は、出資団体の事業が効率的かつ効果的に実施できるよう、人的及び財政的関与の適正化を図る。
- ・ また、出資団体におけるデジタル技術の活用を促進することにより、県民サービスの向上を図る。

第5章 県有施設・県出資団体等の適正な運営に向けた提言

2 県出資団体等

（1）県出資団体等全般に係る提言

イ 本委員会の議論を踏まえた提言

（ア）県出資団体等の運営における重要な視点

- ・ 今後さらなる運営の改善を行うに当たっては、執行部には、原則として過去の出資団体等調査特別委員会等の提言やその趣旨、考え方を踏襲することが求められる。

- ・ 一方で、時代や社会情勢が大きく変化している中においては、必ずしも過去の提言のみに縛られることなく、その時代に合った施策を講じることに留意すべきである。
- ・ 県出資法人等経営評価において「改善の余地あり」などと評価された団体については、その評価及び指摘された課題に対して、引き続き改善に努めていくことが求められる。
- ・ 執行部は、県出資団体等が、地域振興や県民生活への向上など多様な行政目的を実施するうえで重要な役割を担っていることを改めて認識し、時代の状況の変化に対応しながら団体に適切に関与することにより、その経営の健全化に努め、行政目的の効率的かつ効果的な達成を図っていくことが求められる。

3 今後の対応・改善の方向

以下の提言等を踏まえ、出資団体改革を推進するとともに、精査団体等の改革工程表の取組内容が確実に実施されるよう進行管理の徹底を図りながら、法人への指導監督を徹底していく。

【県有施設・県出資団体等調査特別委員会調査結果報告書（令和6（2024）年10月）】

第5章 県有施設・県出資団体等の適正な運営に向けた提言

2 県出資団体等

(1) 県出資団体等全般に係る提言

イ 本委員会の議論を踏まえた提言

(イ) 県出資団体等全般に係る提言

- ・ 県出資団体等が実施する事業は、公共性・公益性が高い重要なサービスが多く、長期にわたって持続的・安定的に実施されるべきものであることから、当該団体の運営方針の変更等を検討する場合においても、質の高い持続的なサービスの提供を最優先に考えていくことが求められる。
- ・ 県出資団体等は、地域振興に寄与する役割もあることを踏まえ、地域の活性化の一翼を担う存在となるよう、地域の声に寄り添って取り組むことが求められる。
- ・ 県出資団体等は、県の政策実現のための担い手でもあり、その施策や所有施設等は、県の政策を県民向けに実現する直接的な手段でもあることを再認識し、県出資団体等のさらなる有効活用が求められる。